

ネットワークカメラ売買契約約款

株式会社U-NEXT LIVING PARTNERS（以下「当社」といいます。）は、ネットワークカメラ売買契約約款（別紙「ネットワークカメラ保守プランに関する特則」を含み、以下「本約款」といいます。）を定め、契約者（第2条において当社と売買契約を締結した者をいいます。）との間におけるネットワークカメラ（以下「本商品」といいます）の売買契約に適用します。

第1条（約款の変更）

- 1 当社は以下の場合に、当社の裁量により、本約款を変更することができるものとします。
 - ① 本約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
 - ② 本約款の変更が、売買契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 当社は、前項による本約款の変更にあたり、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容とその効力発生日を、事前に、当社のウェブサイトに掲示または当社が別途定める方法により契約者に通知します。
- 3 変更後の本約款の効力発生日以降に契約者が本約款に基づく契約を締結したときまたは別紙に定めるネットワークカメラ保守プランを利用したときは、契約者は、本約款の変更に同意したものとみなします。

第2条（売買契約）

売買契約は、本商品の取引を希望する者が当社に申込書を提出し、当社がその申込を承諾することによって、申込日に遡って成立するものとします。

第3条（引渡）

- 1 本商品の引渡場所は契約者の指定する場所とし、指定場所で契約者が本商品を受領したことをもって、契約者への本商品の引渡は完了するものとします。
- 2 引渡場所までの運賃は、原則として当社の負担とします。

第4条（検品）

契約者は、当社より本商品の引渡を受けた後、本商品に数量不足等の契約不適合を発見した場合には、本商品の引渡完了後7日以内に当社に申し出るものとします。当社は、かかる通知のあった契約不適合のある本商品について、遅滞なく当社の費用負担において追加引渡または代替品の引渡を行うものとします。

第5条（設置工事）

- 1 当社は、契約者の申込に基づき、契約者の指定する場所において本商品の設置工事を行うものとします。なお、設置工事日は、契約者と当社間で協議の上決定するものとします。
- 2 設置工事の代金は、当社が発行する見積書に記載のとおりとします。
- 3 契約者が当社に第1項の設置工事を注文した場合、当社の設置工事の完了をもって契約者への本商品の引渡が完了するものとします。
- 4 当社が第1項の設置工事を請負う場合、当社は、動作確認を行うために本商品の工場出荷時の初期パスワードを利用することがあります。契約者は、当社が工場出荷時の初期パスワードを利用することを予め承諾します。
- 5 契約者は、本商品の設置場所の変更を希望する場合、当社へ設置場所の変更を依頼するものとします。なお、当該設置場所の変更にかかる作業員派遣費用および工事費用については、別途、契約者と当社間で協議の上定めるものとします。

第6条（所有権の移転）

本商品の所有権は、契約者が本商品および設置工事の代金の支払いを完了した時に、当社から契約者に移転するものとします。

第7条（危険負担）

本商品の引渡前に生じた本商品の滅失、毀損その他一切の損害は、契約者の責めに帰すべきものを除き当社の負担とし、本商品の引渡後に生じたこれらの損害は、当社の責めに帰すべきものを除き契約者の負担とします。

第8条（不可抗力）

天災地変、紛争等当社の責によらない事由により、当社から契約者への商品引渡に支障が生じた場合には、当社は契約者に対して何らの責を負わないものとします。

第9条（代金支払）

- 1 契約者は、当社から買受けた本商品および設置工事の代金を、当社が発行する請求書に記載の期日までに、

当社の指定する金融機関口座への振込により支払うものとし、支払の際の振込手数料は契約者の負担とします。なお、別途合意の上で異なる支払方法を定めた場合は、当該支払方法により支払うものとし、

- 2 契約者は、前項の代金の支払を遅延したときは、支払い期限の翌日より支払い完了まで、年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとし、
- 3 契約者は、当社が発行する請求書を受領したとき、速やかにその正否を照合し、差異がある場合は、直ちに具体的事由を記載した書面を添えて当社に通知することとします。

第10条（遠隔接続情報の管理）

- 1 契約者は、本商品のシステムにおける遠隔接続に必要なアドレスおよびパスワード等の情報（以下「アカウント情報」といいます。）を、契約者の責任において適正に管理するものとし、
- 2 前項の遠隔接続に必要な情報の管理については、本商品に予め設定されている工場出荷時パスワードの定期的な変更を含むものとし、
- 3 契約者が第1項の定め違反したことにより生じた、アカウント情報が漏洩したことによる契約者または第三者の損害について、当社は一切の責を負わないものとし、
- 4 契約者は、当社からの要請があった場合に、当社、本商品の設置物件の管理会社、または第17条（業務の委託）に基づき当社が業務を委託する第三者（以下単に「委託先」といいます。）に対して、契約者のアカウント情報を開示し、当社、本商品の設置物件の管理会社または委託先が契約者に代わって当該アカウント情報を使用し、本商品で撮影された映像・画像データを確認することを予め承諾するものとし、

第11条（保証期間）

- 1 本商品の保証は、本商品の製造者が定める保証の条件に従うものとし、
- 2 前項の保証とは別途、契約者が本商品の保守を必要とする場合は、別紙「ネットワークカメラ保守プランに関する特則」に基づき、当社と保守契約を締結するものとし、

第12条（免責）

当社は、原因の如何を問わず、本商品の記録機能障害または記録データの逸失により、契約者および第三者が受けた損害について賠償する義務を負わないものとし、

第13条（個人情報の取り扱い）

- 1 当社は、本約款および売買契約に基づき知り得た契約者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の情報（以下「個人情報」といいます）を、当社の個人情報の取扱いについて（以下「当社規程」といいます。）（<https://unext-lp.co.jp/privacy/policy2.html>）に定めるほか、以下の各号の目的のため適正に取り扱います。
 - ① 売買契約および保守契約の締結、継続、変更、解約に関すること
 - ② 本商品に関し、保守契約に基づき行うカスタマーサポート、テクニカルサポート等の提供
 - ③ 当社および第三者が提供するサービスにおける商品およびサービスの案内、キャンペーン情報（広告、宣伝を含みます。）のご提供、販売の勧誘
 - ④ 当社の提供するサービスにおける新商品および新サービスの開発のための意見や感想のお願い、その他マーケティング調査への回答のお願い
 - ⑤ キャンペーン情報その他特典サービスの提供
 - ⑥ 統計資料の作成
- 2 当社は、当社規程に従い個人情報を適切に保護し、（イ）契約者の同意が得られた場合、（ロ）法令等により開示が求められた場合、犯罪捜査など法律手続の中で開示を要請された場合または消費者センター、弁護士会等の公的機関から正当な理由に基づき照会を受けた場合、（ハ）合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に、必要に応じて個人情報を開示することがあります。

第14条（期限の利益の喪失）

- 1 契約者が、次の各号のいずれかに該当した場合、当社による何らの催告を要せず、契約者は当然に当社に対するすべての債務の期限の利益を喪失し、当社に対し残債務全額を一括で弁済するものとし、
 - ① 本約款の規定に違反したとき
 - ② 売買契約に基づく金銭債務を期限までに履行しないとき
 - ③ 売買契約に限らず、当社との間で締結した契約に違反したとき
 - ④ 監督官庁より営業取消または停止等の処分を受けたとき
 - ⑤ 手形、小切手の不渡を出して、銀行取引停止処分を受けたとき
 - ⑥ 差押、仮差押、仮処分を受け、または受けるおそれがあるとき
 - ⑦ 破産、和議、会社更正、特別清算の申立があったとき
 - ⑧ 営業を停止し、または変更し、若しくは解散の決議をしたとき
 - ⑨ 財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当な兆候があるとき

- ⑩ 当社に通知することなく住所を変更し、当社が移転先を容易に確認できないとき
 - ⑪ 注文書記載の納期を1ヶ月以上経過しても本商品の受入を拒否したとき
- 2 前項の場合、当社は契約者に対し何らの催告を要せず、自己の債務の履行なく直ちに売買契約を解除することができるものとします。売買契約の解除が本商品の引渡前である場合には、当社は契約者に対して売買契約締結並びに履行および履行の準備に要した費用の額を請求できるものとします。

第15条（反社会的勢力の排除）

当社は、契約者が本条の定めに違反した場合、何らの催告を要せず売買契約を解除することができるものとします。また、契約者は、これにより当社に損害が生じた場合はその損害を賠償するものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に請求することはできないものとします。

（1）現在または将来にわたって次の各号の反社会的勢力の何れにも該当しないこと。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員または、暴力団準構成員
- ③ 暴力団関係企業
- ④ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
- ⑤ その他、前各号に準ずるもの

（2）現在または将来にわたって、前項の反社会的勢力または反社会性勢力と親密な友好関係にある者（以下「反社会性勢力等」といいます）と次の各号の何れにも該当する関係を有しないこと。

- ① 反社会性勢力等によって、その経営を支配されている関係
- ② 反社会性勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- ③ 反社会性勢力等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関係
- ④ その他、反社会性勢力等との社会的に非難されるべき関係

（3）相手方に対して自らまたは第三者を利用して次の各号の何れの行為もしないこと。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損しまたは相手方の業務を妨害する行為
- ⑤ その他、前各号に準ずる行為

第16条（業務の委託）

当社は、本約款または別紙に基づく当社の業務の全部または一部を、第三者に委託することができるものとします。

第17条（合意管轄）

本約款より生ずる訴訟については、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2025年2月1日 制定
2026年2月1日 改定

<別紙>

ネットワークカメラ保守プランに関する特則

第1条（本特則の適用範囲）

本特則は、契約者が、本約款第11条第2項に基づき、「ネットワークカメラ保守プラン」（以下「本プラン」といいます）を利用するにあたり、当社と契約者との間に適用される条件を定めたものです。

第2条（契約の成立）

- 1 契約者は、本プランを利用するにあたっては、当社指定の申込書により申し込みを行うものとします。
- 2 本特則を内容とする保守契約は、当社が前項の申し込みを承諾することにより、本プランの申込日に遡って成立するものとします。

第3条（本プランの内容）

- 1 当社は、保守契約に基づき、故障が発生した本商品の本体およびSDカード、PoEハブ、PoEスプリッター等の周辺機器（以下「故障機器」といいます）の無償修理または無償交換を行うものとします。
- 2 当社は、契約者から故障機器の修理または交換依頼があった場合、その対応可否について、速やかに契約者へ連絡するものとします。
- 3 当社が第1項に基づき故障機器の無償修理または無償交換対応を行う期間（以下「無償対応期間」といいます）は、本プランの提供開始日から6年間とします。ただし、第5条に基づき有効期間が更新された場合は、無償対応期間も、更に6年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とします。
- 4 当社が提供する故障機器の無償交換品は、故障機器と同等の性能を有するものとし、無償交換品の使用年数および外観が同等であることを保証するものではありません。
- 5 次のいずれかの事由によって生じる故障機器の修理等については、第1項の保守の範囲に含めないものとします。
 - ① 本商品の保証書等に記載された使用方法に反した契約者の利用取扱いに起因する障害
 - ② 当社の技術員および当社指定の第三者以外の者による修理または調整に起因する場合
 - ③ 契約者もしくは契約者の関係者が故意に本商品を破損させた場合
 - ④ 契約者が当社の承諾なしに本商品に他の装置や器具を取付けまたは接続したことに起因する場合
 - ⑤ 天災事変、火災、盗難その他不可抗力に起因する場合
- 6 契約者は、本プランの利用に際し、以下の各号に定める事項を承諾するものとします。
 - ① 保守サポートの基本受付時間は平日10時～18時とし、不具合の発生時間等の理由によって、電話でのサポート内容および訪問時間等が契約者の希望に添えない場合があること
 - ② 保守サポートは、本商品の不具合を完全に解消することおよび不具合の発生を未然に防止することを保証するものでないこと

第4条（利用料）

- 1 契約者は、本プランの利用開始日の属する月の翌月1日から利用終了日の属する月の末日まで、保守契約で定める利用料（以下「利用料」といいます）を当社に支払うものとします。
- 2 利用料の支払方法は、クレジットカードまたは契約者の指定する金融機関の口座振替によるものとします。クレジットカードの場合は当社が指定する期日に決済を行うものとし、口座振替の場合は当月分の利用料金を翌月の27日（27日が金融機関等の休業日の場合には、翌営業日）に引き落とすものとします。但し、利用料の支払いがクレジットカード会社から承認されない場合や、口座振替による引き落としができなかった場合は、契約者は、当社が指定する方法に従い、速やかに利用料を支払うものとします。なお、別途合意の上で異なる支払方法を定めた場合は、当該支払方法により支払うものとします。
- 3 前項の定めにかかわらず、契約者が請求書払い（当月分の利用料を当社が契約者に対し発行する請求書に定める支払期限までに当社の指定する金融機関に振込むことにより支払う方法）を申込み、当社が承諾した場合には、この支払方法によるものとします。
- 4 第1項に定めるクレジットカードまたは金融機関の口座の名義人が契約者または第三者のいずれであるかを問わず、第1項に定める口座振替ができなかった場合または契約者が支払を遅延した場合は、契約者は当社に対し、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に応じ、年14.6%の割合で算出される額を遅延損害金として支払うものとします。
- 5 契約者が支払を遅延した場合、当社は、契約者の支払が完了するまでの間、本サービスの提供を中断することができるものとします。
- 6 支払済の利用料はいかなる場合も返金されないものとします。
- 7 消費税などの公租公課および支払いに要する手数料は契約者の負担とします。

第5条（契約期間）

保守契約の有効期間は、本プランの利用開始日から6年間とします。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに契約者または当社から更新しない旨の文書による意思表示がない場合、更に6年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とします。

第6条（契約者による解約）

- 1 契約者が保守契約の有効期間中に中途解約を希望する場合は、契約期間満了日が属する月の3ヶ月前までに当社所定の方法によって、当社に通知するものとします。
- 2 前項の解約通知は契約者自らが行うものとし、当社は契約者以外からの解約通知は一切受け付けないものとし、
- 3 契約者は、保守契約の中途解約を行う場合、保守契約の残存期間分に相当する利用料相当額を解約違約金として支払うものとし、

第7条（契約の解除等）

- 1 当社は、契約者が次の各号に該当した場合、何ら催告をすることなく、本プランの提供を停止し、直ちに保守契約を解除できるものとし、
 - ① 保守契約に基づき発生した債務の全部、または一部について不履行があり、相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらず当該期間内に履行しないとき
 - ② 当社に届け出た事項に変更があり、その変更の届け出を速やかに行わない場合、また変更後の内容が本約款に違反するとき
 - ③ 自己の振出した手形、または小切手が不渡りとなったとき
 - ④ 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき
 - ⑤ 第三者より仮差押、仮処分、または強制執行を受けたとき
 - ⑥ 破産、特別清算、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立があったとき
 - ⑦ 解散の決議をしたとき
 - ⑧ その他信用状況が悪化、またはその恐れがある場合に、担保の差入要請に応じなかったとき
 - ⑨ 本特則第9条に定める禁止事項を行ったとき
 - ⑩ 月額利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延したとき
 - ⑪ その他本特則に違反したとき
- 2 前項により当社が保守契約を解除した場合、契約者は当社に対し、保守契約に定める解約違約金を支払うものとし、
- 3 契約者は、保守契約を解除された後、再び本プランの提供を希望する場合は、保守契約を解除された原因を除去した後に、新たに当社所定の申込みをするものとし、
- 4 当社は本条に定める契約の解除を行った場合であっても、契約者に対する損害賠償請求権を失わないものとし、

第8条（本プランの変更または廃止）

- 1 当社は、業務上の都合により、本プランの一部または全部を変更する場合があります。
- 2 当社は、本プランを提供することが客観的に困難な事態が生じた場合、本プランの一部または全部を廃止することができるものとし、
- 3 前項の場合、当社は、3ヶ月以上前までに契約者に通知するものとし、
- 4 当社は、本条に定める本プランの変更または廃止によって契約者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとし、

第9条（禁止事項）

契約者は、本プランの利用にあたっては、次の各号に定める事項(以下「禁止事項」といいます。)を行ってはならないものとし、

- ① 本特則および保守契約に反する方法で、本プランを不正に利用することまたは利用しようとする事
- ② 本プランの運営を妨げる行為
- ③ その他法令に違反し、または当社が不適切と判断する行為

以上